

目 次

第 I 部 審査総論

- 第 1 章 審査の基本方針と審査の流れ
- 第 2 章 審査の手順
 - 第 1 節 本願発明の認定
 - 第 2 節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断
 - 第 3 節 拒絶理由通知
 - 第 4 節 意見書・補正書等の取扱い
 - 第 5 節 査定
 - 第 6 節 補正の却下の決定
 - 第 7 節 前置審査
 - 第 8 節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

第 II 部 明細書及び特許請求の範囲

- 第 1 章 発明の詳細な説明の記載要件
 - 第 1 節 実施可能要件(特許法第 36 条第 4 項第 1 号)
 - 第 2 節 委任省令要件(特許法第 36 条第 4 項第 1 号)
 - 第 3 節 先行技術文献情報開示要件(特許法第 36 条第 4 項第 2 号)
- 第 2 章 特許請求の範囲の記載要件
 - 第 1 節 特許法第 36 条第 5 項
 - 第 2 節 サポート要件(特許法第 36 条第 6 項第 1 号)
 - 第 3 節 明確性要件(特許法第 36 条第 6 項第 2 号)
 - 第 4 節 簡潔性要件(特許法第 36 条第 6 項第 3 号)
 - 第 5 節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件(特許法第 36 条第 6 項第 4 号)
- 第 3 章 発明の単一性 (特許法第 37 条)

第 III 部 特許要件

- 第 1 章 発明該当性及び産業上の利用可能性(特許法第 29 条第 1 項柱書)
- 第 2 章 新規性・進歩性(特許法第 29 条第 1 項・第 2 項)
 - 第 1 節 新規性
 - 第 2 節 進歩性
 - 第 3 節 新規性・進歩性の審査の進め方

- 第 4 節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い
- 第 5 節 発明の新規性喪失の例外(特許法第 30 条)
- 第 3 章 拡大先願(特許法第 29 条の 2)
- 第 4 章 先願(特許法第 39 条)
- 第 5 章 不特許事由(特許法第 32 条)

- 第 IV 部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正**
 - 第 1 章 補正の要件(特許法第 17 条の 2)
 - 第 2 章 新規事項を追加する補正(特許法第 17 条の 2 第 3 項)
 - 第 3 章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正(特許法第 17 条の 2 第 4 項)
 - 第 4 章 目的外補正(特許法第 17 条の 2 第 5 項)

- 第 V 部 優先権**
 - 第 1 章 パリ条約による優先権
 - 第 2 章 国内優先権

- 第 VI 部 特殊な出願**
 - 第 1 章 特許出願の分割(特許法第 44 条)
 - 第 1 節 特許出願の分割の要件
 - 第 2 節 第 50 条の 2 の通知
 - 第 2 章 出願の変更(特許法第 46 条)
 - 第 3 章 実用新案登録に基づく特許出願(特許法第 46 条の 2)
 - 第 4 章 先願参照出願

- 第 VII 部 外国語書面出願**
 - 第 1 章 外国語書面出願制度の概要
 - 第 2 章 外国語書面出願の審査

- 第 VIII 部 国際特許出願**

- 第 IX 部 特許権の存続期間の延長**
 - 第 1 章 期間補償のための特許権の存続期間の延長(特許法第 67 条第 2 項)
 - 第 2 章 医薬品等の特許権の存続期間の延長(特許法第 67 条第 4 項)

- 第 X 部 実用新案**
 - 第 1 章 実用新案登録の基礎的要件
 - 第 2 章 実用新案技術評価